

仕様書

1 業務の名称

オリジナル旅動画作成・投稿促進業務

2 業務の概要

本業務は別紙の SNS 旅動画拡散・宿泊促進キャンペーン（以下 キャンペーン）に係る業務であり、SNS に投稿するオリジナル旅動画の作成及び SNS ユーザーからの投稿を促す取り組みとする。

3 活用する SNS アカウント

Instagram（リール）、TikTok、YouTube（ショート）の宮城県観光連盟アカウント

4 オリジナル旅動画の作成内容

各 SNS で共感を得られるインパクトがあるショート旅動画とする。なお、動画の内容は音源を除き原則、各 SNS 共通とする。また、Instagram（リール）、TikTok は各アプリ内の楽曲を使用し、YouTube（ショート）は著作権フリーの音源を使用する。

(1) 作成動画の本数 延べ20本

(2) 各動画のコメント原稿作成及びハッシュタグキーワード作成

(3) 作成内容の方針決定等手順

作成延べ本数において市町村等地域バランスを考慮するものとすることから、作成全本数における方針を決定した上で個別動画に使用する各素材の構成等については発注者と協議の上決定する。

(4) 初回目の動画内容

コンテンツ力を高めるため、年間を通じた本県観光資源を代表する素材を活用する等により、魅力的なものとする。

(5) 作成内容の留意点

① 1動画あたり観光スポット3点以上を楽曲・ナレーション付きの動画とする。また、長さは各 SNS が対応可能な範囲内で関心が高いものとする。また、フォロワーが多い又は視聴数が高い動画を参考とし、全動画において共通のテーマによる動画とする。

② 宿泊旅行の動機につながる配信時期を考慮した季節情報や話題性が高い最新スポットのほか今後注目されるなど関心が高まると思われるものとする。

③ 季節情報について、対象季節の早期に取材等を行い短期間の納品に努める。なお、イベント等短期間の情報については、過去の動画又は写真の活用を可とする。

④ 競合他社が多い施設・店舗の紹介は公益性を考慮した内容とする。

⑤ 編集には特段な技術を用いないものとする。

(5) データの納品

発注者が指定する形式のデータとする。

5 投稿促進の取り組み

別紙キャンペーン要領の6の(2)の②インフルエンサー賞において、フォロワー数が多いSNSユーザー等からの投稿を促すための企画については受託者による自由提案を受け内容を検討した上で決定する。なお、提案内容はステルスマーケティング規制(10月1日施行)を想定し規制を踏まえたものとする。

6 著作権等

- (1) 受注者は、成果物及び成果物に使用した映像についての著作権を全て発注者に譲渡する。自己の有する著作者人格権は行使しない。
- (2) 映像、音楽等の著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応し、発注者は責任を負わない。

7 その他

- (1) 詳細については発注者と協議し決定する。また、業務に係る映像素材等については受託者が取材等を行い手配する。
- (2) 本業務において、謝礼や交通費、入場料等の一切の経費については、受注者において、全ての手続を行い、その経費を負担する。
- (3) 受注者は、本仕様に疑義が生じたとき、又は仕様書により難しい事由及び記載されていない事項が生じたときは、発注者と速やかに協議を行い、その指示に従うこととする。